

三田市国民健康保険税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第26条 省略 付 則 1～15 省略</p>	<p>第1条～第26条 省略 付 則 1～15 省略 <u>(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)</u> 16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2第3項の規定の適用を受ける場合における付則第4項(付則第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、<u>付則第4項中「第36条」とあるのは「第36条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。</u></p>